

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月10日（水）16:51～17:38
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
- 福永 茂和 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課総括補佐
- 山室 芳剛 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課総括補佐
- 松尾 佳典 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
外国人雇用対策課長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 杉田 香子 内閣府地方創生推進室参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について
- 3 閉会

○事務局 それでは、続きまして、「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進」につきまして、法務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省にお越しいただいております。

本件は、1月28日のワーキンググループで御議論いただきまして、受入れに当たってのスキームについて、早急に検討するという御指摘を先生方からいただいております。それから、先週5日の特区諮問会議におきまして、具体的なニーズについてのプレゼンテーシ

ョンなどがございまして、それを受けて、具体的にどのように対応されるかということも含めて御説明をいただきたいと思います。

それでは、八田先生、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いしたいと思いますが、どういう順番でやるのがよろしいでしょうか。

では、いつものとおり、法務省をお願いします。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸でございまして、よろしくお願いいたします。

お手元に2月10日付けの法務省入国管理局のクレジットの回答のペーパーがあると思います。前回のワーキンググループヒアリングを踏まえまして、まず一つ目として、クールジャパンに関する人材について、農林水産省でやっていたいている日本料理海外普及人材育成事業、これを参考として、新たなスキームを関係省庁と協議して示すことというようなことを御指摘いただいているものです。これについて、改めて関係省庁の皆さんの御意向もお聞きいたしましたが、新たなスキームを創設するというような意向は出てきていない状況にございます。そういう中でスキーム案を示すことは、困難な状況ということでございます。

これに関連して、スキーム案ということではないですけれども、経済産業省からは、後ろに添付をされていると思いますが、2月9日付けの経済産業省クリエイティブ産業課というクレジットのペーパーを頂いております。これは新たな受入れスキームということでは必ずしもないようではございますけれども、いくつか検討事項を上げられておりますので、これについては、今後、関係省庁とともに十分協議を行って、どういうことならいいのか、あるいはやるべきでないのか、少し変えればできることなのか、検討してまいりたいと考えております。

二つ目に、ガイドライン案ですけれども、前回、経済産業省から不明確、あるいは誤解を招くのではないかという御指摘をこの場でいただいて、我々としては、それまでに2カ月ぐらいにわたって調整をしていたものだったのですけれども、そのワーキンググループの場で誤解を招くというようなお話でしたので、であれば、誤解を招かないように言い直したほうがいいので、御意見をいただいて、昨日、経済産業省からは、このように直したらどうかという案をいただきましたので、今それが実情に合うのかどうか調整をしているところでございます。今日の段階で、調整できたものをお示しできる状況にございませんが、調整でき次第、改めて提出させていただきたいと思っております。

もう一つ、個別の論点での御指摘をいただいておまして、各種学校などの卒業生の就労についてでございます。各種学校ですとか、あるいは各種学校にもなっていないのだけれども、法務大臣が告示で定める形で、各種学校に準ずる設備・編制が準じているということで告示を定めた場合には、留学の在留資格の対象になるということで、留学生の受入れが可能になっているところでございます。そういうところも含めてということだと思

ますが、在留資格の技術・人文知識・国際業務、これは普通、大学・専門学校を出られた方が就職して主に在留資格変更で許可される在留資格ですけれども、この活動は学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的な技術、あるいは知識を必要とする活動、あるいは外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性に基づくような活動ということでございます。これは大卒が元々基本にあつて、大卒程度の学問的、体系的な技術・知識を要する活動という趣旨でございます。

そのときに、その技術・知識を持っているということ具体的な基準として何で確認するかという中で、上陸許可基準の中で、大卒またはこれと同等以上の教育を受けたか、ここに関係する科目を専攻して、専修学校の専門課程、いわゆる専門学校を修了したことで、この場合は、専門士または高度専門士の称号が付与された者ということですが、これを求めているということです。

したがって、簡単に言うと、大卒または専門士ということになりますので、各種学校、あるいは各種学校に準じている学校ということでは、この基準には該当しないということになります。

では、単純にそこに各種学校を加えていいのかということになりますと、各種学校については、大学、あるいは専門学校とは教育課程等が異なっておりますので、単純に同等だとみなすことは困難であろうと思っております。

仮に、これはどうするかというのは別の問題だと思いますけれども、なお書きで書いておりますが、大卒程度の知識・技術の水準があるということ、例えば、別の試験、資格の制度ですとか、そういうもので客観的に確認できるようなものがある場合には、そういうものを言わば基準の選択肢としてもう一つ加えるということは、検討の余地はあり得るのだろうと考えております。その場合には、こういうものがありますよということがもし判明したら、そこについて、本当に大卒レベルなのかということは十分検討しなければいけないと思います。これは何度かこのような議論のときに例示で申し上げたことがありますけれども、IT技術者については実はそういう議論があつて、仕組みが出来ていまして、元々は大卒または経験10年というのが基本としてあります。これはいつもここで同じようなことを申し上げますが、大卒なら必ずしもいわゆる大卒レベルの知識があるとか、経験10年あればみんな同じかということ、それは同一ではないと思います。そういうことは我々も理屈としては分かりますが、やはり客観的に評価をしなければいけませんので、誰が本当にその知識があるのかどうかということの評価をしなければいけませんので、一律の基準を置いているということですので、より実質を見る資格試験制度みたいなものがあるのであれば、それが大卒程度のものであるということが事前に分かれば、そういうものを基準に加えていくことの検討の余地はあると思います。ITについてはそういう議論があつて、経済産業省でやられている情報処理の試験、これのうちのこの試験は大卒程度だということを決めていただいて、それと相互認証している外国の試験資格についてもこの基準の対象にするという形で、大学は出ていない、経験もそんなにないけれども、実質はすご

いのだというようなIT技術者の受入れを可能な形にしているということの例もございますので、そういうものがもしできるのであれば、可能性はあるのだらうと思っております。

私からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省、どうぞ。

○福永総括補佐 経済産業省でございます。本日は、本来であれば、課長の西垣が来るところですが、急用により代理で私、課長補佐が務めさせていただきます。

経済産業省からはペーパーを提出させていただいております、法務省が今説明された、後ろに付いているペーパーになります。先ほど法務省からも簡単には御説明がありましたけれども、我々としては、日本料理海外普及人材育成のようなスキームを使ったニーズというのは、今のところ聞かれていない状況ではございますけれども、ここに示しているような上陸許可基準に関するニーズというのは聞いておまして、こちらについて、何らかの対応ができないかということは検討しているところでございます。

始めに書かせていただいたのは、我々のほうで法務省と協力して、ファッション・デザイン教育機関を各種学校に準ずる教育機関として指定するような制度を平成19年度から始めております。こちらは例えば、エスモードとかバンタンといった学校教育法に指定されていない学校であっても、この法務大臣告示に指定されれば、外国人が留学することができるという制度でございます。

ただ、これは専門士の資格は得ることはできませんでして、こうした方々がそのまま就労することは現状ではできないということになっております。

ここで書かせていただいているのは、こうした学校においても、専門士と同等程度の知識・技能を有しているということで認められていると考えておまして、こうした方が就労できるような制度を新たに、どういう形になるのかは分かりませんが、例えば、告示・通達等でできるということになれば、新たな門戸が開かれるのではないかと考えております。これが1点目でございます。

2ページ目に移りまして、これも前回御説明したところではございますけれども、例えば、デザイナーを採ると、美術系の学校を出た方ではなくて、工学系で電子とか機械といった分野を学んだ方が、自動車メーカーにおいてデザインを学んでいるという例もございます。これは当然外国人にもそういったケースがございまして、そういった外国人でデザイン分野を学んだ方が、デザイン分野においても就労できるような資格要件が必要ではないかということ。

次が、技術・人文知識・国際業務の中にデザインにかかる修飾語として、「服飾若しくは室内装飾に係るデザイン」という言葉が書かれております。デザインというのは、もう少し広く技術・人文知識・国際業務の中で読むのだということで、法務省から伺いましたけれども、いずれにしても、この記述が引き続き残っておりますので、どうしてもここに限定されてしまうのではないかというような誤解が生じると思います。

また、この分野で資格を取る場合は3年以上の実務経験ということが規定されておりまして、この分野以外のデザイナーの10年というものと違うという点が生じております。したがって、デザイナーというのを服飾・室内装飾に限るのではなくて、もう少し広い意味で読めるような形にさせていただくと、デザイナーの方々の活躍の余地が広がるのではないかと考えております。

3 ページ目に移りますと、今申し上げたように、技術・人文知識・国際業務においては、学位取得または10年以上の実務経験で、服飾もしくは室内装飾のデザイナーを含めた国際業務の場合は3年以上となっておりますが、産業界から、実務経験ではなくて、その人が実際に成果を出せるかどうかという観点で外国人を採用するという声も聞かれております。したがって、こういった実務経験の年数とか有無ではなくて、その人のポテンシャルというか能力に基づいた判断ができるような制度にさせていただければありがたいと考えています。

最後に、「Post Study Work Visa」というものを提唱している方がおられます。この方に我々もアプローチしまして、色々お話を聞いてまいりました。この「Post Study Work Visa」というのは、以前イギリスで導入されていて、現在イギリスではこれをやめてしまったようなのですけれども、デザイナーとかそういったクリエイティブ分野で働かれる方々は特定の企業に長く勤めるわけではなくて、短期間で色々な企業である意味修行を積むような方が多いと聞いております。こういった就労形態の方々に対しても柔軟に在留資格を与えるような制度について、創設を提案されております。

ただ、これは現状の就職活動のためのビザというのもございますので、そういったところとの整合性等を含めて考えて、今後検討をしていくべきものと考えております。現段階で、これについて特定のどこかの団体が責任を持ってこれをやりたいというところまでの提案には至っていない状況でございまして、現段階では、これをもって特区を作りたいというところまでは、我々として検討が進んでいないという状況でございます。

私からは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省、どうぞ。

○松尾課長補佐 農林水産省食料産業局外食産業室の松尾と申します。

当省といたしましては、元となった日本料理海外普及人材育成事業、これは先日も御説明しましたけれども、平成26年2月、ちょうど丸2年たっているのですが、最初の認定は平成26年6月でございますので、まだ最大2年間という実習期間を終えている者がいないものですから、まずは現行の制度をちゃんと運用して、それを基に改善すべき点は今後検討するべきなのでしょうけれども、現時点では、そういったところにもございませぬので、確認しましたら、これの改善等の要望については現場からも上がってきていない状況でございます。

その他の何かという話も一応確認させていただいたのですが、やはり外食産業に関わる

者で、学校を卒業した者に係る直接的な資格というのは現場でも想定をしておりませんので、特段の要望は上がってきていないところでございます。

○八田座長 今回のことに関しては、日本料理の、あれは確か京都市の特区でしたか。

○松尾課長補佐 京都市の特区に関しては、卒業生ということではなく、これは法務省のほう詳しいと思うのですが、京都市として、海外から日本料理、京都の郷土料理を学ぶ方の受入れとなる。

○八田座長 学校ではないのですね。

○根岸室長 外国人ではありますが、留学生からではないのです。

○八田座長 ではないのですね。外国人からでしたね。先ほどの留学生からの話で、これは全国でどのくらい人数がいるのですか。

○松尾課長補佐 2年間で二十数名でございます。

○八田座長 分かりました。

それでは、厚生労働省、どうぞ。

○久知良課長 特にございません。

○八田座長 では、委員の方に何う前に基礎的なことを伺いたいのですけれども、専門学校、専修学校、各種学校というのがあるわけですが、例えば、美容師の学校は専門学校なのですか。専門学校の場合には、卒業すると専門士になるわけですね。

○根岸室長 個々の学校がどうかは知りませんが、制度の概略で言いますと、専修学校の専門課程のうち、文部科学省のほうで認めて専門士という称号を与えられるところというのは、またその中で限定されている。でも、実質は、大半とまで言っているのか分からないけれども、多くのところは専門士を取れるはずですが、専修学校の専門課程ではあるけれども、専門士の称号は付与されないところもあるという仕組みのようです。

○八田座長 それは外国人のビザ関係のために区別しているのですか。

○根岸室長 そうではないです。

○八田座長 専門士というのは別な目的で区別している。例えば、美容師は美容師学校へ行って、美容師の資格を取る。それが専門士であれば、おそらく在留資格はあるのでしょけれども、今はないわけだから、仮に専門士ではないとすると。

○根岸室長 専門士なのかとか、あるいは大学を出たかというのは、個人としての専門性があるということの言わば要件でして、在留資格は何の活動をするかということで決められていますので、何が単純だみたいにするのはよくないですけれども、例えば、大卒の人が普通なら認められないような仕事をすれば、それはやはり、いくら大卒だろうが、大学院を出ていようが、博士だろうが認められないということになります。

○八田座長 私が言っているのは、美容師専門学校に行って、優秀な成績で日本の美容師資格を取って、美容院に勤める。そういうケースを考えているのですけれども、現状ではできないというのだから、それはおそらく専門士ではないのですね。

○根岸室長 それはどちらかと言うと、ここで前にも議論がありましたが、美容師の専門

性というのを実践的な経験によるものと見るのか、学問的・体系的な知識によるものと見るのかということの問題だと思います。

○八田座長 だから、もしやるとすれば、ここの範疇で言えば、専門士ではなくても、資格試験制度により大学を卒業した者と同等の技術・知識があるかどうかということに該当するかどうかということになりますね。

○根岸室長 どちらかと言うと、美容師の問題は、行う活動をどう評価するかという問題だと思います。ここで経済産業省が提起されているのは、決して何か今までは認められていないような活動を認めてくれということではなくて、経済産業省の意見と言っているかまでは分かりませんが、そういう要望が出ているのは、活動内容は大卒の人がやるのと同じような活動をするのだけでも、個人としての要件を満たしていないケースについて、中には能力のある人がいるのだから認めてあげてもいいではないかと。我々からするといえるかもしれないけれども、それをどう客観的に評価するかというので、例えば、試験制度というのはあり得ますねという話です。

○八田座長 これは他の委員の方の御意見も聞かないといけないけれども、今の整理としては、必ずしも大卒レベルの専門性ということではなくて、ある種の専門性がクールジャパンという日本の外交戦略の役に立つような専門性を日本の学校で学んで、そして、正規の課程を通じて、何年か限定で働くということに関して、ビザの範囲を拡張してほしいということになるから、従来の考え方の大卒レベルでの専門性ということからはちょっと外れるよということですね。

○根岸室長 スキームを作ったらどうかという議論のほうは、そういうことだと思います。そちらの話は、それを特例として、特別なクールジャパンなどという理由のために、大卒程度の専門性が要する仕事とは必ずしも言えないものも含めて、認めるべきかどうかというような議論なのだと思います。

○八田座長 そうですね。何を大卒程度というか。

○根岸室長 そこは中々難しいところではるでしょうけれども。

○八田座長 一種の専門性があるということでしょうね。

○根岸室長 何らかの専門性があるというのは、当然ながら、全くの単純はほとんどないというのは、それは程度というよりも、専門性の性格というのがだいぶ違うのだと思います。

○八田座長 ある種の系統だったトレーニングが必要だという意味ですね。分かりました。それでは、委員の方、どうぞ。

○原委員 まず、経済産業省の専門士でない人については、こういう方であっても、今でも実務経験が3年なり10年あれば働けるわけですね。そういう方は、今、日本にどれぐらいいらっしゃるのか。

もう一つは、今の専門士の取れないファッション・デザイン教育機関で留学生がどれぐらいいらっしゃるのか、もし、数字がおよそでも分かれば教えてください。

○福永総括補佐 前者の数字については、我々も色々手段を尽くしたのですけれども、そこについては今、追える手段がなくて、もう一度確認したいと思いますが、そこはないです。

後者については、確か3年間で百数十人ぐらいのオーダーだったと思うのですけれども、大体それぐらいの方が外国から、専門士を取れない各種学校に留学をされて、日本で働けない、もしくはそもそも日本で働く希望はないのかもしれないのですけれども、本国に帰られているという状況になっております。

○原委員 日本で働く希望がない方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、わざわざ日本に来て、免許を取って帰る。

○福永総括補佐 そもそも、多分来る前から働けないという前提で来られているので、そういう希望を持っていないのかもしれないのですけれども、仮に働けるということが分かれば、当然そこは潜在的なニーズとして、さらに留学生が増える可能性はあると思います。

○原委員 分かりました。

それから、受け入れられる側は、ファッション・デザインされるような企業であったりということなのだろうと思いますけれども、そういうところも実務経験3年とか10年という人では必ずしもなく、こういう教育機関を出てすぐの人を雇いたいというニーズはお持ちであると。

○福永総括補佐 それはあると思います。各種学校以外の専門士として留学された方も、当然そのまま会社に入られる方もいますので、それと同様に、各種学校の卒業生も、日本企業が雇いたいというニーズは明確な声としては残念ながら聞いていないのですが、潜在的にはあると思います。

○原委員 分かりました。

今のように両側にニーズがあるとして、これは法務省の従来の方針の整理からすると、どこが問題になりますか。

○根岸室長 学校自身は、各種学校も各種学校と同等と認めている今の告示をしている人たちも同じレベルと考えていいと思いますけれども、それと専門学校は教育課程などが違うわけですので、そこの専門性をどう評価するかという問題だと思います。それを、ITの例を出しましたが、別にその形でなければ絶対にならぬということではないのですけれども、客観的に評価する仕組みができるかどうかということだと思います。働きたい人がいて、雇いたい人がいるというだけだと、どんな仕事でもそういうことはあると思いますので、それは労働者政策全般に関わってしまいますので、ここを特にということであるのであれば、経済産業省のペーパーであるとおおり、各種学校に準ずるということを決めたものであるけれども、専門士と同等の専門性があると経済産業省自身がおっしゃるのであれば、何らかそれを評価することがもし可能なら、そこで評価された別の尺度を使って、入管ではできないかもしれないけれども、より実質を評価する尺度みたいなものができるのであれば、それが本当にいいかどうかはもちろん検討しなければいけません、そういう余地

は他でもやっているわけですから、あり得ると思っています。

○原委員 何らかのテストのようなものは、実質的に経済産業省でもし把握をされていたら。何かあるのでしょうか。

○福永総括補佐 ファッション分野については、今把握している限りはございません。我々の考え方としては、告示で専門士に準ずるものと既に認定されているので、そうであれば。

○根岸室長 各種学校に準ずる。

○福永総括補佐 各種学校で指定された者については、専門士と同等というか、そういう形で留学を認めておりますので。

○根岸室長 各種学校に準ずるとするのは、そういうつもりで経済産業省が審査基準を作っている、審査をしていただいている。

○福永総括補佐 我々としては、留学を認めるだけの十分な設備やカリキュラム体系が整っているという判断をしておりますので、その卒業生であれば就労はできるのではないかという問題提起を今回させていただいているということでございます。

○原委員 では、そこはまた詳細の検討を早急にできるといいかと思います。

それから、次のところでもう一つ、デザイン以外の学科の卒業生というのは、実際に工学部の大学を卒業しても、デザイナーとしては就職できないのですか。

○根岸室長 できます。

○原委員 それはできる。

○根岸室長 できますというのは何度もお伝えしていますし、先ほどの説明の中でも、分かっているけれども誤解があるのでという話だったので、誤解があるのであれば、そういうところはまさにガイドラインにどう書くかの話で、ガイドラインの中にもそういうケースを入れているわけですので、文系・理系のたすき掛けのケースとか、そういうものを入れていけばいいのだと思います。

○原委員 それはもう明確化だけの問題ですか。何か抜けているところがありますか。

○福永総括補佐 今の上陸許可基準の中で、デザインについては、「服飾若しくは室内装飾」ということに、少なくとも文面上は、デザイナーにかかるのはそう書かれておりますので、そこがデザインという形で明確にもう少し広い意味で読めるのであれば、この問題は解決するだろうと思います。

○原委員 先ほど言われていた3年と10年との書き分けが、制度上は服飾と室内装飾のところにかかっているということですか。

○根岸室長 制度で言いますと、少し長いのですけれども、技術・人文知識・国際業務となっていて、分解すると、大雑把に言って、技術と言っているのが理系の大卒みたいな仕事で、人文知識と言っているのが文系の仕事で、国際業務と言っているのが外国人特有の感性を利用するようなもので、その国際業務で見ているのが、語学講師ですとか翻訳通訳。そういう者については、いわゆる大卒程度の普通の理系・文系の仕事と必ずしも同じではないので、そこについては通常の大卒で見ている。大卒または経験10年というよりも、外

国人特有なのだから、要は基準を少し緩和して、経験3年でいいよとしている。

ですから、そこで室内装飾とか何とかを例示で出しているのは、これは例示でして、その他これに類似するとなっていますので、それ以外でもいいのですけれども、そういうものは外国特有のデザインというのがよくありそうなものが例示で書いてあるということです。通常デザイン、御指摘があったような、例えば、自動車メーカーでのデザインとかと言うと、普通外国特有ではないと思います。外国のメーカー特有のデザインはあるかもしれませんが、それがいわゆる外国特有ではないと思いますので、そういうものは通常の工学系の色々なデザインと同じですから、理系の学校を出てなる方もいらっしゃるでしょうし、どちらかと言うと、文系のデザイン系の学部を出られる方もいらっしゃるでしょうから、どちらにしても大卒ということで、それは許可になります。

○原委員 分かりました。

次に行ってしまうてよろしいですか。

○阿曾沼委員 一つだけよろしいですか。IT分野では、特別に客観的な試験制度を作られたということですが、作るのに何年かかったのか、そして作るプロセスや誰が中心に作成していったのか教えていただけますか。

○根岸室長 詳細までは記憶していませんが、経済産業省で指導されて、ただ、試験の実施主体は経済産業省ではないはずで、国家試験という形では確かなかったはずで、関係のどこかの団体がやられているのだと思いますけれども、経済産業省が関与してやられていて、それは必ずしも外国人を入れるために作ったわけではなくて、情報処理の資格制度をきちんと作りましょうと。日本を標準にして、海外でのグローバル・スタンダードを日本が握ろうみたいな政策の中で作った。

○阿曾沼委員 具体的に誰が主体性を持って作って、誰が関与して、何年かかったのかということだけ聞きたいのです。どのぐらいの期間でそれが出来たのかというのを聞きたい。

○根岸室長 経済産業省の担当課に聞いてみないと。

○阿曾沼委員 そうですか。それに類するものをこれから作る場合、本当にそれは簡単に出来るものなのか、ステークホルダーたちがどう変わったのか、客観性のあるものを作るにはどうすべきなのかが事例として示されなければ、結局具体的に何も進まないなと感じがしたものですから。できますと言っても、具体的にどうやってやるのかということがデザインできないと、すぐにスタートできませんね。これが4年も5年もかかりますというのでは意味がないわけです。

○根岸室長 そこはかなり元々があった話のはずですし、実際、入管には経済産業省からこういうものがあるのでこれを使えないかという話で来て、本当にそんなにレベルが高いのですかと言ったら、これならこんな中身だという話で政府内の検討も進んだということです。

○藤原次長 数年前にスキル・スタンダードみたいなことをやったのです。それは結構時間がかかったのです。かなり検討に検討を重ねて、レベルいくつとかいうのをやって、要

するに、情報システムの人材をどう位置付けるかということでしたが、かなり大がかりですので、この分野でやるといっても、簡単にはできないと思います。

○本間委員 経済産業省に聞きたいのですけれども、一番最後のページの③で、「学位や10年以上の実務経験の有無ではなく、実際に当該業務にて成果を出せるか否かという点で判断するという声も聞かれる」とありますが、このあたりの判断する材料というのは、具体的に何か声としてあるのか、あるいは経済産業省としてお考えのものがあるのか聞かせて下さい。

○福永総括補佐 例えば、デザイン分野だと何とか賞とか、建築にしても、工業デザインにしてもあるのですけれども、そういうものを受賞したとか、そういったこれまでの顕著な功績があれば、こういう年数とか、そういったところに縛られなくてもいいのではないかということをおっしゃっています。

○原委員 今のは、今の法務省のルールだとダメなわけですね。素晴らしい人でも、10年行っていないと。

○根岸室長 例としては、例えば、ソムリエとか、学術的というよりも技能の分野なのですけれども、通常は経験10年を求めています。これについて、国際ソムリエコンクールで何を受賞したとか、そのような人については例外を置くというようなことをやっていますので、どの省がどういうものでいうのを整理して教えていただかなければいけませんけれども、可能性はあり得ると思います。

○原委員 それは告示で明確に何とか賞とかいうものまで決めているということですか。

○根岸室長 正確には調べますが、その基になるものは、きちんと省令に書いております。列挙まで全部そこにし切れていたかは記憶にないです。

○原委員 農林水産省に1点、移ってよろしいですか。

調理学校は、先ほどの専門士とかというので言うと、どちらでしたか。

○松尾課長補佐 専門士等の資格ではなくて、事業の対象となるのは、調理師免許の取得資格を得た者となっております。要はカリキュラムを終えた方に関しては、調理師免許を申請できる段階になった方を対象にしているということでございます。それをもって、基準をクリアしているという形でこの制度を試行しております。

○原委員 調理師免許を取得できるというのは、何をやるとできるのですか。

○松尾課長補佐 一定のカリキュラムを終えているか、それとも、ちゃんとした先生のもとに卒業されているかどうか。判断は調理師学校でされていると聞いております。

○原委員 それは、専門士であるかとかは関係なく、カリキュラムを終えているということで、先ほどの和食の事例のことですね。その要件になっているということですね。それとは切り離して、調理師学校を卒業すると専門士は取れるのですか。

○松尾課長補佐 今回、私どもが対象にしているのは調理師養成施設でして、調理師養成施設の要件が、調理師法の規定及び厚生労働大臣の指定を受けた調理師養成施設となっております。そこについては、いわゆる専門学校から短大、大学まで色々あるものですか。

ら、学校の内容は問うていないということです。

○原委員 大学の場合も含めて学士だったり、専門士だったり、色々な可能性があるということですね。分かりました。

○八田座長 調理師免許自体は、カリキュラムはえらく短いでしょう。

○松尾課長補佐 通常今まで聞いた限りでは1年から2年です。

○八田座長 調理師免許を取るのに。

○松尾課長補佐 はい。

○八田座長 フルタイムで。私が話を聞くのは、他の料理学校などと違って非常に簡易に取れると聞きますけれどもね。

○松尾課長補佐 おそらく寿司アカデミーか何かのものは、こういった調理師免許ということではなくて、寿司技能士か何かを団体内で出しているのは聞いています。

○八田座長 普通の食事を出すところの調理師免許でしょう。

○松尾課長補佐 厚生労働省のほうが詳しいと思うのですけれども、出すためには講習や何か、一定の衛生関係ものを受講すれば営業ができるというのはありますけれども、それと調理師とは違う。調理師に関しては、少なくとも1年間はないといけませんと思います。

○原委員 先ほど、和食のプログラムについては、拡大のニーズはありませんということだったのですけれども、一方で、私たちのところに色々とニーズが上がってくるのは、和食以外の分野も含めて、調理学校を出た人を修行させるというか、修行したいという人たちがいて、そういう人たちを使いたいというレストランもあるのですという話を聞くのです。農林水産省ではないのかもしれないのですけれども、調理関係の教育機関に留学生はどれぐらいいらっしゃるって、そういうニーズがどの程度あるものなのかというのは把握していらっしゃるでしょうか。

○松尾課長補佐 この制度がスタートしたときは、平成26年2月なのですけれども、その前に、平成25年度に厚生労働省に調べていただいたときには、全国で200名程度、調理師学校に通われている外国人がいらっしゃる聞いております。

○原委員 その方々は、必ずしも和食をやりたいという方、和食の方が多いでしょうけれども、そうではない方もいらっしゃる。

○松尾課長補佐 調理師学校なものですから、和食もやれば、洋食もやれば、菓子類もやって、それでカリキュラムになっておりますので、そのうちの何をやりたいかというのは卒業される方が決められることです。

○原委員 和食以外の領域に、今、経済産業省が言われていた並びと言いますか、学校を卒業してそういったところで何年間か働くプログラムを作るという可能性があり得るのではないかと思うのですが、そこはどう考えられていますか。

○松尾課長補佐 今の段階では、明確なニーズというのは法務省のほうが詳しいのですけれども、外国人調理師というカテゴリーがあるものですから、それではなくて、卒業されてすぐ外国料理店で働きたいというニーズは、今の段階では聞いていないということです。

- 原委員 こちらでは聞いているのですけれども、それで結構です。
- 八田座長 調理師については分かりました。二つやれる手があって、調理師学校、料理学校に行って、ちゃんと学校のカリキュラムを1年間終えてなれるという方法と。
- 松尾課長補佐 1年間か2年間です。
- 八田座長 それからもう一つは、飲食店で2年間働いて、そして、調理師の国家試験を受ける。国家試験かどうか、とにかく試験を受ける。要するに、実務で働いて試験を受ける方法がある。だから、そちらのほうは学校へ行かなくてもいいということでした。
- 松尾課長補佐 それもあるのかもしれませんが。
- 八田座長 今回、そちらのほうをしていたからということだろうと思います。
- 原委員 それから、今日は、厚生労働省は美容のほうの御担当の方はいらっしゃらないですか。
- 久知良課長 1人いますが。
- 原委員 これは御覧になっていらっしゃるかと思いますが、先週の特区諮問会議でも、やはり美容の部門についてのニーズもあるのではないかとということが改めてあったのですが、そこをどうお考えになっていらっしゃるか。もし、今日はまだ準備が不十分であれば、後でも結構です。
- 藤原次長 事務局からも何度も申し上げていると思いますが、これはニーズが出ている中で、厚生労働省の御回答を。文書できちんと、今日中ぐらいにいただきたいと思っています。
- 原委員 時間もだいぶ限られてきておりますので、今、少なくとも見えている先日の総理の前でのプレゼンテーションも含めて明確になっている領域としては、一つが、先ほどの経済産業省が言われたようなファッションの領域であり、もう一つは、農林水産省にもう一度よく御検討いただきたいのが、和食以外の領域の食のところですか。
- それから、三つ目に、今の美容のところというぐらいが明確に見えているところかと思いますが、事務局のほうでもそれでよろしかったですか。
- 藤原次長 そうですね。そのあたりが重点的な分野ということでもよろしいと思います。
- 原委員 あと、アニメもあったのですけれども、アニメ・漫画は、経済産業省はどう見ているのでしょうか。
- 山室総括補佐 経済産業省メディア・コンテンツ課でございます。
- アニメーションに関しましては、ファッション業界と同じような認可を受けていない学校に留学をしたいという声があったのですけれども、そこはまだ現状、準ずる資格というものが取れない状態になってございまして、それをファッション業種の例を参考にして、まさに実施要領を作って、法務省と協議をしておるところでございますので、認可を受けていない学校に対して留学ができるような措置について、協議を進めているところでございます。
- 就労のところでございますけれども、就労の部分は、私ども、業界にもヒアリングをし

てまいりましたけれども、資本金1,000万円という小さな企業でも十分外国人が活躍できる状況だと聞いてございまして、現状の在留資格の基準をあえて引き下げるといような声は聞かれてございません。

○原委員 だから、アニメの学校というのは、専門学校で専門士を取れるところとそうでないところがあって、今最初におっしゃったのは、そうではないところの話をして、専門士を取っている人は居て。

○山室総括補佐 専門学校と各種学校と、さらにその外に何も許可を取っていない学校というのがございまして、その許可を取っていない学校に留学は現状できないのですけれども、そこができるような仕組みを作るところでございまして。

○原委員 今その専門士を取っている人に関しては、先日来のガイドラインでも議論があるようなクリエイティブな仕事をさせれば入れますよということになっていて、あとは、そこは私は相当程度まだどちらになるのかよく分からない不明瞭な状態だと思いますが、一応その整理の中でやっていけば何とかできるのではないかと経済産業省でもお伺いになっていると。

○山室総括補佐 御指摘のとおり、基準の明確化は改善を図ってまいりたいと思いますけれども、現状の基準をより分かりやすくすれば、十分ワークすると考えております。

○原委員 では、先ほどの三つの領域を中心に、さらに早急に整理をするということではよろしいですか。

○藤原次長 その枠外ですか。要するに、各種学校、それ以外というところでの基準作りの実態なども文書で回答いただいでよろしいですか。

○山室総括補佐 分かりました。

○原委員 あとはよろしゅうございましてか。

では、どうもありがとうございました。